

『改訂版 高年齢者処遇の設計と実務』(2013年2月4日発行のもの) 正誤表

ページ	見出し	現状の内容(誤)	修正内容(正)	*行数は改訂版のもの
	2.高年齢雇用継続給付について			
172	[1] 高年齢雇用継続給付の概要と計算方法	<p>囲みの中 上から4行目</p> <ul style="list-style-type: none"> 各月の賃金が34万3396円を超えない <p>囲みの中 下から3行目</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状記述なし <p>同 下から2行目</p> <ul style="list-style-type: none"> ※支給限度額は毎年8月1日に改定される。 	<p>囲みの中 上から4行目</p> <ul style="list-style-type: none"> 各月の賃金が34万3396円(※支給限度額)を超えない <p>囲みの中 下から3行目</p> <ul style="list-style-type: none"> 60歳到達時の賃金月額:上限額45万600円、下限額6万9600円 <p>同 下から2行目</p> <ul style="list-style-type: none"> ※支給限度額および60歳到達時の賃金月額の上限・下限は、毎年8月1日に改定される。 	
	Ⅲ 高年齢者の雇用・処遇方針別の公的給付活用例			
179	[1] 公的給付を最大限活用する	<p>囲みの中</p> <ul style="list-style-type: none"> 60歳到達時の賃金:50万円 	<p>囲みの中</p> <ul style="list-style-type: none"> 60歳到達時の賃金:45万円 	
180		[図表Ⅲ-1] 60歳到達時賃金50万円、年金月額相当額12万円の場合の収入試算 ・詳細は〈別表〉参照	[図表Ⅲ-1] 60歳到達時賃金45万円、年金月額相当額12万円の場合の収入試算 ・詳細は〈別表〉参照	
181		<p>本文上から11行目～13行目</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の条件を満たす60歳以降の賃金水準は、26万円～30万円のいずれかであり、手取りで見れば、32万円前後で大きな差異は見られない。 	<p>本文上から11行目～13行目</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の条件を満たす60歳以降の賃金水準は、24万円～30万円のいずれかであり、26万円以上の賃金であれば、手取りは32万円前後で大きな差異は見られない。 	
181		<p>下から4行目～3行目</p> <ul style="list-style-type: none"> 26万円、60歳到達時の賃金は50万円、年金月額相当額は12万円としている。 	<p>下から4行目～3行目</p> <ul style="list-style-type: none"> 26万円、60歳到達時の賃金は45万円、年金月額相当額は12万円としている。 	
182		[図表Ⅲ-2] 60歳到達時賃金50万円、60歳以降の賃金26万円、年金月額相当額12万円の場合の試算～在職老齢年金の支給の有無別 ・詳細は〈別表〉参照	[図表Ⅲ-2] 60歳到達時賃金45万円、60歳以降の賃金26万円、年金月額相当額12万円の場合の試算～在職老齢年金の支給の有無別 ・詳細は〈別表〉参照	
182		<p>上から3行目</p> <ul style="list-style-type: none"> 52%なので、支給対象月に支払われる賃金の15%相当の3万9000円となる。 	<p>上から3行目</p> <ul style="list-style-type: none"> 58%なので、支給対象月に支払われる賃金の15%相当の3万9000円となる。 	
182		<p>上から5行目～</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上より、公的給付の支給合計額は9万3400円となり、月額収入合計は、35万3400円、社会保険料、所得税を控除した手取り額は、31万2486円となる。 	<p>上から4行目～</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上より、公的給付の支給合計額は9万3400円となり、月額収入合計は、35万3400円、社会保険料、所得税を控除した手取り額は、31万1980円となる。 	
183		<p>上から11行目～</p> <ul style="list-style-type: none"> ～2014年4月以降に61歳になる段階から26万円を賃金水準として設定する、ということである。 	<p>上から11行目～</p> <ul style="list-style-type: none"> ～2014年4月以降に61歳になる段階から、在職老齢年金の支給を前提に26万円を賃金水準として設定する、ということである。 	
185	[2] 公的給付を活用しない	[図表Ⅲ-3] 公的給付を活用しないパターンにおける試算前提 ・60歳到達時の賃金 ケース①②③ 50万円 ・60歳以降の賃金 ケース① 50万円	[図表Ⅲ-3] 公的給付を活用しないパターンにおける試算前提 ・60歳到達時の賃金 ケース①②③ 45万円 ・60歳以降の賃金 ケース① 45万円	
185		[図表Ⅲ-4] 60歳到達時の賃金が50万円・40万円、60歳以降の賃金が50万円・40万円・36万円・30万円・27万円、年金月額相当額12万円の場合の試算 詳細は〈別表〉参照	[図表Ⅲ-4] 60歳到達時の賃金が45万円・40万円、60歳以降の賃金が45万円・40万円・36万円・30万円・27万円、年金月額相当額12万円の場合の試算 詳細は〈別表〉参照	
186		<p>上から5行目～6行目</p> <ul style="list-style-type: none"> また、各ケースについて、収入合計、あるいは手取りで比較すると、高年齢雇用継続基本給付金が支給されるケース⑥についてのみ、 	<p>上から5行目～6行目</p> <ul style="list-style-type: none"> また、60歳定年時の賃金が40万円のケースについて手取りで比較すると、高年齢雇用継続基本給付金が支給されるケース⑥は、 	
187	[3] 公的給付を一部活用する	<p>上から11行目</p> <ul style="list-style-type: none"> その上で、まず60歳到達時の賃金は50万円、40万円として、60歳以降 	<p>上から11行目</p> <ul style="list-style-type: none"> その上で、まず60歳到達時の賃金は45万円、40万円として、60歳以降 	
187		[図表Ⅲ-5] 公的給付を限定活用するパターンにおける試算前提 ・60歳到達時の賃金 ケース①② 50万円 ・60歳以降の賃金 ケース① 30万円	[図表Ⅲ-5] 公的給付を限定活用するパターンにおける試算前提 ・60歳到達時の賃金 ケース①② 45万円 ・60歳以降の賃金 ケース① 27万円	
188		[図表Ⅲ-6] 60歳到達時の賃金が50万円・40万円、60歳以降の賃金が30万円・24万円・18万円、年金月額相当額12万円の場合の試算 詳細は〈別表〉参照	[図表Ⅲ-6] 60歳到達時の賃金が45万円・40万円、60歳以降の賃金が27万円・24万円・18万円、年金月額相当額12万円の場合の試算 詳細は〈別表〉参照	



図表Ⅲ-1 60歳到達時賃金50万円、年金月額相当額12万円の場合の収入試算

(円)

60歳以降の賃金(月額)	①	200,000	220,000	240,000	260,000	280,000	300,000	320,000	340,000	360,000	380,000	400,000
低下率	②	40%	44%	48%	52%	56%	60%	64%	68%	72%	76%	80%
60歳以降の賃金(年額)	③=①×12	2,400,000	2,640,000	2,880,000	3,120,000	3,360,000	3,600,000	3,840,000	4,080,000	4,320,000	4,560,000	4,800,000
在職老齢年金(年額)	④	1,056,000	921,600	787,200	652,800	518,400	384,000	307,584	267,384	240,000	120,000	0
高年齢雇用継続基本給付金(年額)	⑤	360,000	396,000	432,000	468,000	504,000	520,752	280,752	40,752	0	0	0
収入合計(年額)	⑥=③+④+⑤	3,816,000	3,957,600	4,099,200	4,240,800	4,382,400	4,504,752	4,428,336	4,388,136	4,560,000	4,680,000	4,800,000
社会保険料(年額)	⑦	347,184	381,902	416,621	451,339	486,058	520,776	555,494	590,213	624,931	659,650	694,368
所得税	⑧	37,441	37,385	37,329	39,633	46,297	52,961	60,825	68,689	76,553	84,418	92,282
手取り(年額)	⑨=⑥-⑦-⑧	3,431,375	3,538,313	3,645,250	3,749,828	3,850,045	3,931,015	3,812,017	3,729,234	3,858,516	3,935,932	4,013,350
手取り(月額)	⑩=⑨÷12	285,948	294,859	303,771	312,486	320,837	327,585	317,668	310,770	321,543	327,994	334,446
増加率①	⑪=⑥÷③	159%	150%	142%	136%	130%	125%	115%	108%	106%	103%	100%
増加率②	⑫=⑨÷③	143%	134%	127%	120%	115%	109%	99%	91%	89%	86%	84%

注：四捨五入の関係で、各項目の数値の足し上げが必ずしも合計に合わない場合がある（[[図表Ⅲ-2]も同じ）。



図表Ⅲ-1 60歳到達時賃金45万円、年金月額相当額12万円の場合の収入試算

(円)

60歳以降の賃金(月額)	①	200,000	220,000	240,000	260,000	280,000	300,000	320,000	340,000	360,000	380,000	400,000
低下率	②	44%	49%	53%	58%	62%	67%	71%	76%	80%	84%	89%
60歳以降の賃金(年額)	③=①×12	2,400,000	2,640,000	2,880,000	3,120,000	3,360,000	3,600,000	3,840,000	4,080,000	4,320,000	4,560,000	4,800,000
在職老齢年金(年額)	④	1,056,000	921,600	787,200	652,800	535,872	487,680	423,552	360,000	240,000	120,000	0
高年齢雇用継続基本給付金(年額)	⑤	360,000	396,000	432,000	468,000	450,964	294,107	137,250	0	0	0	0
収入合計(年額)	⑥=③+④+⑤	3,816,000	3,957,600	4,099,200	4,240,800	4,346,836	4,381,787	4,400,802	4,440,000	4,560,000	4,680,000	4,800,000
社会保険料(年額)	⑦	351,432	386,575	421,718	456,862	492,005	527,148	562,291	597,434	632,578	667,721	702,864
所得税	⑧	38,010	37,931	37,853	40,183	46,966	53,748	61,756	69,763	77,771	85,778	93,786
手取り(年額)	⑨=⑥-⑦-⑧	3,426,558	3,533,093	3,639,629	3,743,755	3,807,866	3,800,891	3,776,755	3,772,802	3,849,652	3,926,501	4,003,350
手取り(月額)	⑩=⑨÷12	285,546	294,424	303,302	311,980	317,322	316,741	314,730	314,400	320,804	327,208	333,613
増加率①	⑪=⑥÷③	159%	150%	142%	136%	129%	122%	115%	109%	106%	103%	100%
増加率②	⑫=⑨÷③	143%	134%	126%	120%	113%	106%	98%	92%	89%	86%	83%

注 1：社会保険料の内訳は、「厚生年金保険」「健康保険」「雇用保険」であり、いずれも平成24年9月時点のものを使用して試算。

2：所得税の税率は、2012年4月1日時点の法令に基づくもの(2013年1月1日より施行された復興特別所得税も加味)を使用して試算。

3：四捨五入の関係で、各項目の数値の足し上げが必ずしも合計に合わない場合がある。注1～3まで以下同じ。



図表Ⅲ-2 60歳到達時の賃金50万円、60歳以降の賃金26万円、年金月額相当額12万円の場合の試算～在職老齢年金の支給の有無別 (円)

在職老齢年金の有無	あり	なし
60歳以降の賃金 (月額)	260,000	373,000
低下率	52%	75%
在職老齢年金 (月額)	54,400	0
高年齢雇用継続基本給付金 (月額)	39,000	0
公的給付計 (月額)	93,400	0
収入合計 (月額)	353,400	373,000
社会保険料 (月額)	37,612	53,958
所得税 (月額)	3,303	6,805
手取り (月額)	312,486	312,236



図表Ⅲ-2 60歳到達時の賃金45万円、60歳以降の賃金26万円、年金月額相当額12万円の場合の試算～在職老齢年金の支給の有無別 (円)

在職老齢年金の有無	あり	なし
60歳以降の賃金 (月額)	260,000	373,000
低下率	58%	83%
在職老齢年金 (月額)	54,400	注 0
高年齢雇用継続基本給付金 (月額)	39,000	0
公的給付計 (月額)	93,400	0
収入合計 (月額)	353,400	373,000
社会保険料 (月額)	38,072	54,618
所得税 (月額)	3,349	6,915
手取り (月額)	311,980	311,467

注：2013年4月以降の老齢厚生年金の支給開始年齢引き上げを念頭に置いて、在職老齢年金の支給は「なし=0」を想定している。



図表Ⅲ-4 60歳到達時の賃金が50万円・40万円、60歳以降の賃金が50万円・40万円・36万円・30万円・27万円、年金月額相当額12万円の場合の試算 (円)

ケース	①	②	③	④	⑤	⑥
60歳定年時の賃金 (月額)	500,000			400,000		
60歳以降の賃金 (月額)	500,000	400,000	360,000	400,000	300,000	270,000
低下率	100%	80%	72%	100%	75%	68%
在職老齢年金 (月額)	0	0	20,000	0	50,000	65,000
高年齢雇用継続基本給付金 (月額)	0	0	0	0	0	19,607
公的給付計 (月額)	0	0	20,000	0	50,000	84,607
収入合計 (月額)	500,000	400,000	380,000	400,000	350,000	354,607
社会保険料 (月額)	72,330	57,864	52,078	57,864	43,398	39,058
所得税 (月額)	10,967	7,690	6,379	7,690	4,413	3,914
手取り (月額)	416,703	334,446	321,543	334,446	302,189	311,635



図表Ⅲ-4 60歳到達時の賃金が45万円・40万円、60歳以降の賃金が45万円・40万円・36万円・30万円・27万円、年金月額相当額12万円の場合の試算 (円)

ケース	①	②	③	④	⑤	⑥
60歳定年時の賃金 (月額)	450,000			400,000		
60歳以降の賃金 (月額)	450,000	400,000	360,000	400,000	300,000	270,000
低下率	100%	89%	80%	100%	75%	68%
在職老齢年金 (月額)	0	0	20,000	0	50,000	57,737
高年齢雇用継続基本給付金 (月額)	0	0	0	0	0	19,607
公的給付計 (月額)	0	0	20,000	0	50,000	77,344
収入合計 (月額)	450,000	400,000	380,000	400,000	350,000	347,344
社会保険料 (月額)	65,894	58,572	52,715	58,572	43,929	39,536
所得税 (月額)	10,672	7,815	6,481	7,815	4,479	3,631
手取り (月額)	373,435	333,613	320,804	333,613	301,592	304,177



図表Ⅲ-6 60歳到達時の賃金が50万円・40万円、60歳以降の賃金が30万円・24万円・18万円、年金月額相当額12万円の場合の試算 (円)

ケース	①	②	③	④
60歳定年時の賃金 (月額)	500,000		400,000	
60歳以降の賃金 (月額)	300,000	240,000	240,000	180,000
低下率	60%	48%	60%	45%
在職老齢年金 (月額)	(実際は支給されるが試算上は勘案しない)			
高年齢雇用継続基本給付金 (月額)	43,396	36,000	36,000	27,000
公的給付計 (月額)	43,396	36,000	36,000	27,000
収入合計 (月額)	343,396	276,000	276,000	207,000
社会保険料 (月額)	43,398	34,718	34,718	26,039
所得税 (月額)	4,413	2,747	2,747	1,081
手取り (月額)	295,585	238,535	238,535	179,880



図表Ⅲ-6 60歳到達時の賃金が45万円・40万円、60歳以降の賃金が27万円・24万円・18万円、年金月額相当額12万円の場合の試算 (円)

ケース	①	②	③	④
60歳定年時の賃金 (月額)	450,000		400,000	
60歳以降の賃金 (月額)	270,000	240,000	240,000	180,000
低下率	60%	53%	60%	45%
在職老齢年金 (月額)	(実際は支給されるが試算上は勘案しない)			
高年齢雇用継続基本給付金 (月額)	40,500	36,000	36,000	27,000
公的給付計 (月額)	40,500	36,000	36,000	27,000
収入合計 (月額)	310,500	276,000	276,000	207,000
社会保険料 (月額)	39,536	35,143	35,143	26,357
所得税 (月額)	3,631	2,783	2,783	1,088
手取り (月額)	267,333	238,073	238,073	179,555